（再生証明書の記載事項）

第六十四条　法第五十九条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　再生証明書の送付年月日

六・七　（略）

（再生証明書の送付）

第六十五条　法第五十九条第一項の規定による再生証明書の送付は、次により行うものとする。

一　引取りを求めた第一種フロン類充塡回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号、引き取ったフロン類の種類ごとの量、再生を行ったフロン類の種類ごとの量並びに再生をされなかったフロン類としてフロン類破壊業者に引き渡すこととしたフロン類の種類ごとの量が再生証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、送付すること。

二　フロン類の再生を行った日から三十日以内に送付すること。

（フロン類破壊業者の許可の申請）

第七十条　（略）

2　環境大臣又は経済産業大臣は、前項の申請をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の九の規定により、同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、前項の申請をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

（破壊証明書の記載事項）

第七十九条　法第七十条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　破壊証明書の送付年月日

六・七　（略）

（破壊証明書の送付）

第八十条　法第七十条第一項の規定による破壊証明書の送付は、次により行うものとする。

一　引取りを求めた第一種フロン類充塡回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号、引き取ったフロン類の種類ごとの量、破壊したフロン類の種類ごとの量が破壊証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、送付すること。

二　フロン類を破壊した日から三十日以内に送付すること。

（第一種フロン類充塡回収業者等の破壊証明書の写しの保存期間）

第八十二条　第六十七条の規定は、法第七十条第二項において準用する法第五十九条第二項及び第三項の主務省令で定める期間について準用する。

（フロン類の回収が行われていない第一種特定製品の引取り等の禁止等の表示）

第九十四条　法第八十七条第四号の主務省令で定める事項は、第一種特定製品である場合にあっては、次のとおりとする。

一　冷媒として充塡されているフロン類の回収が行われていない当該第一種特定製品の引取り等が禁止されていること。

二　当該第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の地球温暖化係数

（再生証明書の記載事項）

第六十四条　法第五十九条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　再生証明書の交付年月日

六・七　（略）

（再生証明書の交付）

第六十五条　法第五十九条第一項の規定による再生証明書の交付は、次により行うものとする。

一　引取りを求めた第一種フロン類充塡回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号、引き取ったフロン類の種類ごとの量、再生を行ったフロン類の種類ごとの量並びに再生をされなかったフロン類としてフロン類破壊業者に引き渡すこととしたフロン類の種類ごとの量が再生証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

二　フロン類の再生を行った日から三十日以内に交付すること。

（フロン類破壊業者の許可の申請）

第七十条　（略）

2　環境大臣又は経済産業大臣は、前項の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の九の規定により、同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、前項の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

（破壊証明書の記載事項）

第七十九条　法第七十条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　破壊証明書の交付年月日

六・七　（略）

（破壊証明書の交付）

第八十条　法第七十条第一項の規定による破壊証明書の交付は、次により行うものとする。

一　引取りを求めた第一種フロン類充塡回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号、引き取ったフロン類の種類ごとの量、破壊したフロン類の種類ごとの量が破壊証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

二　フロン類を破壊した日から三十日以内に交付すること。

（第一種フロン類充塡回収業者等の破壊証明書の写しの保存期間）

第八十二条　第六十七条の規定は、法第七十条第二項において準用する法第五十九条第二項及び第三項の規定する主務省令で定める期間について準用する。

（第一種特定製品に充塡されているフロン類の表示）

第九十四条　法第八十七条第四号の主務省令で定める事項は、第一種特定製品である場合にあっては、当該第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の地球温暖化係数とする。